

令和3年第3回

島田市教育委員会定例会

令和3年3月25日



令和3年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和3年3月25日（木）午前9時30分～正午
会場：プラザおおるり 第3多目的室（3階）

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
6. 付議事項
 - (1) 令和3年度島田市教育の施策の大要について
 - (2) 島田市教育委員会が規則で定める様式の特例を定める規則の制定について
 - (3) 令和3年度島田市学校給食費の額について
 - (4) 島田市社会教育委員の委嘱について
 - (5) 金谷公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (6) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (7) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (8) 島田市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (9) 島田市川根体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (10) 島田市立図書館協議会委員の委嘱について
7. 協議事項
 - (1) しまだの教育（リーフレット）について
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
 - (1) 令和3年2月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例を定める要綱の制定について
 - (3) 令和3年2月分の生徒指導について
 - (4) 令和3年2月分の寄附受納について（社会教育課）
 - (5) 公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について
 - (6) 公共施設の市外加算料金について
10. その他
 - ・ 会議日程について
 - 次回 第4回島田市教育委員会定例会
 - 日時 令和3年4月23日（金）午後2時00分～午後4時00分
 - 会場 プラザおおるり 第1多目的室（1階）
 - 次々回 第5回島田市教育委員会定例会
 - 日時 令和3年5月27日（木）午前10時00分～午後12時00分
 - 会場 プラザおおるり 第1多目的室（1階）
11. 閉 会



教育部長報告



一 般 質 問 (令和3年2月市議会定例会)

1. 15番 山本孝夫 議員 (きょうどう島田:包括質問)

1. 染谷市政8年間の振り返りと今後の課題について

8年前に染谷市政がスタートし、当初は主に新市民病院をどうするかが課題であった。現在、諸々の議論を経て新病院は建設が完了されようとしている。8年前はまだ財源も十分ではなかったものの、合併の特例措置の活用と緊縮的な行政執行により基金残高も多くなり、新庁舎建設も計画されるようになったと私なりに解釈している。

今後の島田市政は次のステージに入ると考える。今回、令和3年度の施政方針と予算の大綱が示された。これまでの問題点とこれからの課題について、幾つか取り上げて質問する。

<質 問>

(5) 学校教育と学校施設について

① 学校再編はいつ頃に完了するか。また、近い将来において校舎の改築等するものがあるか。

<答 弁>

小中学校の学校再編については、令和3年度に湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校、令和6年度に伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校及び島田第一小学校の統合が予定されています。

初倉地区の学校再編については、現在検討を進めており、令和4年3月までに方針を決定する予定です。

また、島田市立小中学校再編計画による「学校再編に向けた基本的な方針」により、「小学校の児童数が1学年あたり概ね20人を下回る」等の状態となった場合には、早期に学校再編を検討していくことになります。

次に、学校の改築等については、現在島田第四(だいし)小学校校舎等改築事業を実施しており、令和2年度に校舎が完成し、令和3年度に体育館、令和4年度にはグラウンド造成が完成する予定です。

また、統合が予定されている島田第一小学校は、令和4年度から校舎及び体育館の改築事業を計画しています。

なお、島田第一小学校改築事業の詳細な工程については、来年度予定している実施設計において明らかになります。

<質 問>

② 通学路の安全対策に何か問題が上がっていないか。

<答 弁>

島田警察署、県土木事務所、すぐやる課、生活安心課と連携しながら通学路合同点検を行っています。出てきた課題については関係課が協議をして対応しています。

<質 問>

③ デジタル化によって学校教育はどのように変わるか。

<答 弁>

国のGIGAスクール構想により整備した、高速大容量の通信ネットワークと一人一台端末の活用に伴い、子供たち一人ひとりの能力に合わせて、学びの場を提供していきます。今までのICT機器は教師が授業を行う教具でしたが、これからは児童生徒が日常的に使う文房具の一つになっていきます。

小中学校での本格的な運用は来年度からとなり、授業だけでなく係活動などの学校生活での活用が少しずつ進むと考えています。友達と考えを共有し多様な意見に触れる「協働学習」の充実や、AIドリルを使い一人ひとりの進度や学習状況に応じた「個別学習」の実現を図っていきます。

多くの情報から必要な情報を選択したり自分の考えを発信したりする力や、情報テクノロジーに関するメリット・デメリットを理解し、それを利用するための正しい判断をする力なども育てていきます。

5. 16番 清水唯史 議員 (創造島田：一問一答)

1. 令和3年度施政方針と予算の大綱について

令和3年度の市政運営に対する市長の考えが施政方針として示され、世界全体で直面しているコロナ禍の収束と市民生活の立て直しに向けた想いを「この難局を乗り越えた先に皆様の想いと共に」と記している。

また、令和3年度予算の大綱では、新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済情勢の変化に対応しつつ、国及び県の政策動向を的確に捉え、引き続き歳出改革に取り組むとともに、持続可能な財政運営を念頭に置き、創意工夫のもと第2次島田市総合計画に掲げる将来像、「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の具現化を目指し、編成していると述べているが、経済変動の影響は相当なものであると想像されている。これらの状況のもと、市長の次年度に向けた施政運営について、以下質問する。

<質 問>

(3) 令和3年度における主要な事業の取組について

① 政策分野2「子育て・教育環境が充実するまちづくり」について、GIGAスクール構想により、児童、生徒の教育環境は変化する。適正な学びの体制を確保するため、指導する教職員の支援体制を伺う。

<答 弁>

小中学校の教職員に対して、今後のICT活用計画を示すとともに、教師のICT機器操作の補助やICTを活用した授業のサポートなどを行うICT支援員を市全体で6人配置する予定です。

また、近隣自治体に先駆けて、昨年12月には小中学校の教職員130人以上を集めて導入する端末に合わせた研修を行いました。来年度は、市教育委員会主催のICT担当者研修会やデジタル校務研修会を年4回開催します。

加えて、市の指定研究校やICT推進校での取組を全小中学校に広めるために、校長会と協力しながら取組状況を広報していきます。

<質 問>

② 政策分野2「生涯スポーツを楽しむ人を増やす」について、今後の社会体育施設の維持修繕計画を伺う。

<答 弁>

今後の社会体育施設の維持修繕計画につきましては、「横井運動場公園改修計画」が策定されており、公園内の施設の修繕工事は、この計画に沿って進めてまいります。

それ以外の、指定管理者制度による管理運営を行う施設におきましては、一定額以上の修繕工事は市で実施し、それ以外は指定管理者が実施してまいります。

また、直営の施設につきましては、市が修繕工事を実施してまいります。

いずれにしましても、利用者が安全・安心に利用できるよう、安全面を最優先し、緊急度・重要度を考慮する中で、指定管理者とも協議しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

<質 問>

⑤ 政策分野3「人と地域の魅力を伝える観光施策を進める」及び、政策分野5「歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり」について、観光資源や文化資源の保存体制に対する取組を伺う。

<答 弁>

観光資源・文化資源といった地域資源の中には、歴史的・文化的価値そのものが観光目的となり得るものが数多くあります。

そのため、観光戦略プランをはじめ、関係する個別計画におきましても、歴史・文化資源の保存と活用の両立を図ることとしております。

特に、建造物などの指定文化財につきましては、所有者等の改修計画に基づき、国や県、市の補助金を活用した保存事業を行っております。

9. 3番 大村 泰史 議員 (一問一答)

2. 自治体のデジタル化に対する取組について

自治体のデジタル化を推進するため、国から多額の資金的支援が期待される状況であり、以前、全国的に推進されたICT推進プロジェクトの次のステップに位置付けられているものだと私は考える。デジタル化は、住民本位の行政、地域、社会を実現するプロセスであり、一層住み続けたいまちとなるために、どのような行政サービスが必要であるべきかを描き、デジタル技術を活用し、実現していくことが求められていると考える。そこで、以下伺う。

<質 問>

(6) 教育現場での活用をどう考えているか。

<答 弁>

学校現場でのデジタル技術の活用については、以前から一斉メール配信により学校からの情報を保護者に伝えていました。近年では、これまで紙媒体で配布していた学校だよりをメール配信したり、保護者アンケートをデジタル化し自動集計を行ったりしている学校があります。

また、欠席連絡など家庭との双方向の連絡手段をデジタル化している学校もあります。デジタル化の進展により保護者の利便性を高めるとともに、学校業務の効率化を図っていきたいと考えております。

12. 17番 平松吉祝議員 (一問一答)

3: 子供たちの伝承文化活動支援について

子供たちの伝承文化活動は近年、少子高齢化やコロナ禍によりその活動自体が厳しいものとなっている。温故知新の精神を育むためにも行政の支援は不可欠であると考え、以下伺う。

<質問>

(1) 子供たちの伝承文化活動は当市にどれだけあるか伺う。

<答弁>

市内の伝承文化の中で、保存会等が学校に出向き行われている伝承活動は、島田鹿島踊や島田帯祭の大名行列、金谷茶まつり、川根の笹間神楽などのほか手揉み茶の体験などもあります。

<質問>

(2) その支援体制はどうなっているか伺う。

<答弁>

子どもたちの伝承文化活動の支援については、夢育・地育推進事業で行っております。また、伝承活動をする各保存会には、市から毎年、報償費をお支払いしているほか、衣装などの備品購入に係る補助申請の仲介役をしております。

<質問>

(3) 伝承文化活動を当市の歴史遺産とともに世界に発信するプロジェクト構想を提案するがどうか。

<答弁>

昨年、市ではプロモーション動画を制作し配信しており、その中には、伝承文化や歴史遺産の映像も含まれています。こうしたデジタルを活用した配信は、世界発信に有効な手段であり、子どもたちの伝承文化活動についても世界に発信できたらと考えます。

13. 12番 桜井洋子議員 (一問一答)

1. コロナ禍における子どもの貧困対策について

コロナ禍という未曾有の危機の中、失職や減収による生活の危機、家庭内暴力や虐待、介護疲れなどで一層追い詰められる人たちがいる。貧困問題が目の前に広がり、その影響を直に受ける子どもの貧困が深刻になっていると聞く。市では先に、島田市子どもの貧困対策推進計画を策定し、対策を講じてきた。コロナ禍において、施策の充実を求めて、以下伺う。

<質問>

(1) 小・中学生がいる家庭で、経済的な理由などにより教育費の支払いが困難な家庭を対象に、就学に必要な費用を援助する就学援助制度について

① 令和2年度の小・中学校別の受給状況はどうか。

<答 弁>

令和3年2月1日現在の就学援助の受給状況につきましては、小学校では対象児童数が499人で受給割合は児童全体の9.91%、中学校では対象生徒数が286人で受給割合は生徒全体の11.89%となっています。

<質 問>

② 国の補助メニューに追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についての給付を実施する考えはないか。また、卒業アルバム代、めがね代などの市独自の給付を加え充実すべきと考えるがどうか。

<答 弁>

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム代、めがね代につきましては、新たに支給することを考えてはおりません。

理由としては、国が昨年度と今年度の2回、要保護児童生徒に対する補助単価を引き上げたことを受け、本市でも準要保護児童生徒の補助単価を、新入学学用品費及び学用品費を合わせて、小学校では1万670円、中学校では1万3,010円、引き上げたことによります。

16. 14番 森 伸 一 議員 (一問一答)

1: 島田市の地球温暖化(環境)対策と関連したまちづくりについて

本市は島田市環境基本計画を定め、各種の環境施策を推進している。また、国の地球温暖化対策推進法に基づき、島田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第4期計画を平成31年3月に策定し温暖化対策にも取り組んでいる。

この1年、我々の生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症、そして地球温暖化の原因はどちらも人間の自然、生態系破壊によるものであり、生物種の絶滅スピードは恐竜大絶滅をはるかに超えている。人間による環境破壊についての見方や取り組み方を考え直す、人々にとって豊かさや自然とは何か考える、また、格差や不平等についてどう考えるかという意味を持つ「人新世」という時代が始まったことを示すため、この用語を現在の地質時代名の「完新世」の次に与えようという提案もある。

日本政府は2050年までに脱炭素社会実現を目指す方針を打ち出した。地方自治体である当市ではどのようなことができるか、環境施策を通じたまちづくりができないか。まず、当市の環境施策の取組の現状について質問する。

<質 問>

(6) 小・中学校での環境教育について

③ 総合学習の中では、どの学年でどのくらいの時間を割り当て、行われているか。また、参考とする教材はあるか。

<答 弁>

小学校の総合的な学習の時間では、主に5年生が環境学習に取り組んでいます。授

業時間数は、各学校により異なりますが、平均で年間50時間程度です。地域の自然や環境問題について調べたり、アースキッズチャレンジをきっかけに地球温暖化について学んだりするなど、各学校の実状に応じて取り組んでいます。

中学校では、地域や防災に関する学習の一部として取り組んだり、個人の探究活動における選択肢の一つとして扱ったりしています。

<質問>

④ 中学3年生の理科に生物と環境の項目があるが、どのような内容か。

<答弁>

中学3年生の理科における「生物と環境」では、生態系を理解したり、環境保全の重要性を学んだりすることになっています。

また、地域の自然災害を調べることで、自然と人間との関わり方についても学びます。

<質問>

(7) 学校給食の地産地消の割合について、目標を40%とする理由は何か。

<答弁>

国の食育推進基本計画では、学校給食における都道府県単位での地場産物の使用割合の目標を30%以上と定めております。

本市における島田市産の使用割合は、毎年30%から40%程度で推移していることから、国の計画より高めの40%を目標値としているところです。

議案質疑(令和3年2月市議会定例会)

議案第13号 令和3年度島田市一般会計予算

2. 15番 山本孝夫 議員

○歳出10款(説明書146・147ページ、概要書202・203ページ)

6項1目 保健体育総務費中、島田市スポーツ協会補助金について

<質問>

(1) 今年度、補助金が70万円減額となった理由は何か。

<答弁>

令和2年度と比較し、補助金が70万円減額になった理由は、

令和2年度予算には、事務所移転費とジュニア育成事業費に相当する分の60万円が含まれておりました。また、当市ゆかりの東京2020オリンピック・パラリンピック出場選手応援事業費分10万円が減額になったためです。

<質問>

(2) 島田市スポーツ協会は組織改編すると聞いている。当局はどの程度把握しているか。また、そのことにより補助金への影響はないか。

<答弁>

島田市体育協会は、昨年10月に開催された特定非営利活動法人設立総会において会員の皆様から法人化の承認がされ、3月には県の認可が正式におきる予定であり、4月1日から「特定非営利活動法人 島田市スポーツ協会」として活動されていくと聞いております。

令和3年度予算において、主要事業に係る運営費に相当する補助金は、これまでどおりです。



事務事業報告



事務事業の概要

教育総務課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	第1回教育委員会臨時会	伊太なごみの里
		第2回教育委員会定例会	
3月5日	金	教育委員会からの提言	
		屋内運動場建設工事出来高検査	第四小学校
3月8日	月	グラウンド造成工事完成検査	第四小学校
		G I G Aスクールネットワーク工事完成検査	第四小学校
3月17日	水	基本設計完成	第一小学校
3月18日	木	第2回教育委員会臨時会	プラザおおるり
		G I G Aスクールネットワーク工事完成検査	第一中学校ほか
3月22日	月	横断旗贈呈式	教育長室
		工事監理業務委託出来高検査	第四小学校
		G I G Aスクールネットワーク工事完成検査	第二小学校ほか
3月23日	火	G I G Aスクールネットワーク工事完成検査	初倉小学校ほか
3月24日	水	第四小学校新校舎 市長視察	第四小学校

予定（3月25日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月25日	木	第3回教育委員会定例会	プラザおおるり
3月26日	金	第四小学校新校舎 島田市議会議員視察	第四小学校
4月1日	木	教育委員会辞令交付式	プラザおおるり
4月8日	木	市町教育委員会教育長会	静岡市
4月9日	金	静西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市

事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実 施 (2月25日～3月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	修学旅行(六東小)	県中部
		島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (北中・第一中学校部会)	第一中学校
2月26日	金	修学旅行(第二小)	県中部
		修学旅行(第五小、六東小)	県西部
3月3日	水	公立高等学校入学者選抜(学力検査)	
3月4日	木	北中・島田第一中交流授業(1年球技大会 ・2年修学旅行事前学習・スクールバス試 験運行)	第一中学校
		公立高等学校入学者選抜(面接・実技検査 等)	
3月6日	土	サタデーオープンスクール (参加者:14人)	伊久美地区
3月10日	水	修学旅行(第一中、第二中)	県中部
3月11日	水	修学旅行(金谷中)	県中部
3月12日	金	公立高等学校入学者選抜合格発表	
3月13日	土	サタデーオープンスクール (参加者:14人)	伊久美地区
3月17日	水	修了式(第四小、湯日小)	各校
3月18日	木	卒業式午前(第一小、第二小、第三小、 第四小、六合小、大津小、伊太小、相賀小、 神座小、伊久美小、初倉小、湯日小、 第五小、初倉南小、六東小、金谷小、 五和小、川根小)	各校
		修了式(第一中、第二中、六合中、北中、 初倉中、金谷中、川根中)	各校
3月19日	金	卒業式午前(第一中、第二中、六合中、 北中、初倉中、金谷中、川根中)	各校
		修了式(第一小、第二小、第三小、六合小、 大津小、伊太小、相賀小、神座小、 伊久美小、初倉小、第五小、初倉南小、 六東小、金谷小、五和小、川根小)	各校
3月21日	日	閉校記念式典(湯日小)	湯日小学校

予 定 (3月25日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月27日	土	閉校記念式典(北中)	北中学校
4月6日	火	入学式(川根中)	川根中学校
		始業式(第一小、第三小、大津小、伊太小、相賀小、伊久美小、第五小、五和小、第二中、初倉中、金谷中、川根中)	各校
4月7日	水	入学式(第一小、第二小、第三小、大津小、伊太小、相賀小、伊久美小、初倉小、第五小、初南小、五和小、第二中、六合中、初倉中、金谷中)	各校
		始業式(第二小、第四小、六合小、神座小、初倉小、初南小、六東小、金谷小、川根小、第一中、六合中)	各校
4月8日	木	入学式(第四小、六合小、神座小、六東小、金谷小、川根小、第一中)	各校
4月17日	土	休日参観(相賀小、初倉南小、川根小)	各校
4月19日	月	代休(相賀小、初倉南小、川根小)	各校
4月22日	木	家庭訪問(初倉小) ※～4月30日	各校

事務事業の概要

学校給食課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月14日～ 2月26日	木 金	アレルギー面談	市立小中学校
2月25日	木	献立会議（5月分）	中部学校給食センター
2月26日	金	第一回志太地区栄養教諭・学校栄養職員 研修会	大津小学校
3月11日	木	物資選定会（5月分）	中部学校給食センター
3月12日	金	(株)魚国総本社視察受入れ	中部学校給食センター
3月16日	火	第二回島田市立学校給食センター運営委 員会	中部学校給食センター
3月17日	水	令和2年度学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
		(株)魚国総本社視察受入れ	中部学校給食センター
3月19日	金	島田市学校給食食物アレルギー対応検討 委員会	中部学校給食センター
3月24日	水	静岡空港隣接地域賑わい創生事業費補助 金完成検査	南部学校給食センター

予定（3月25日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月25日	木	献立会議（6月分）	中部学校給食センター
4月2日	金	センター周辺川ざらい	中部学校給食センター
4月7日	水	衛生研修会	中部学校給食センター
4月8日	木	令和3年度学校給食開始日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
		物資選定会（6月分）	中部学校給食センター
4月22日		献立会議（6月分）	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	中央高齢者学級第9回学級 防犯まちづくり講座 地域交通安全講習会 閉級式 (参加者：25人)	楽習センター
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加者：17組 35人)	第一中学校
		初倉公民館 短期講座 「お菓子屋さんの和菓子づくり」 (受講者：11人)	初倉公民館
2月26日	金	しろやま読み聞かせクラブ児童図書贈呈式 (参加者：27人)	初倉西部ふれあい センター
		社会教育委員 第6回会議 (出席委員：8人)	初倉公民館
2月27日	土	小中学生の子をもつ親の講座 「凹んでもまた立ちあがる心の育み方」 (参加者：26人)	プラザおおるり
3月2日	火	家庭教育学級閉講式 3/2(火) 初倉小 (参加者：52人) 3/5(金) 伊久美小 (参加者：24人)	初倉小学校 伊久美小学校
		六合公民館第1回公民館運営審議会 (出席者：5人)	六合公民館
		自衛消防訓練 (参加者：10人)	初倉西部ふれあい センター
3月3日	水	はつくら寺子屋閉級式 初倉小 (出席者：18人)	初倉公民館
3月4日	木	子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加者：24組 51人)	第一中学校
		初倉公民館 市民学級 「ウォーキング（蓬萊橋と七福神めぐり）」 (参加者：17人)	初倉公民館 (発着地)
3月5日	金	初倉公民館 高齢者学級 講座・閉級式 「マジックショー」「元気教室体操」 (参加者：78人)	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月5日～ 3月28日	金 日	UNMANNED無人駅の芸術祭／大井川2021 (島田市アートによる地域づくり推進事業) ※参加アーティスト16組	大井川鐵道無人駅 及びその周辺(島 田市～川根本町)
3月6日～ 3月7日	土 日	生涯学習大会フェスタしまだ2021! (展示部門) ※ステージ部門は中止 (来場者: 54人)	金谷生きがいセン ター夢づくり会館
3月6日	土	初倉公民館 短期講座「コーヒー焙煎」 (受講者: 11人)	初倉公民館
3月10日	水	はつくら寺子屋 閉級式 初倉南小 (参加者: 12人) 湯日小 (参加者: 4人)	初倉南小学校 湯日小学校
		川根地区センター すこやか学級 「グラウンドゴルフ、閉級式」 (参加者: 20人)	川根町身成グラウ ンド
3月11日	木	初倉公民館 市民学級 閉級式 (参加者: 23人)	初倉公民館
		初倉公民館運営審議会 (出席者: 6人)	初倉公民館
		子育て広場「ぐう・ちよき・ばあ」 (参加者: 22組48人)	第一中学校
3月12日	金	小中学生の子をもつ親の講座 「より良い親子関係を築くためのアンガーマネジメントとその秘訣」 (受講者: 20人)	プラザおおるり
		六合高齢者学級 閉級式 (参加者: 60人)	六合公民館
		子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加者: 7組14人)	六合公民館
3月15日	月	ペアレントサポーター定例会 (出席者: 9人)	市役所会議棟
3月16日	火	放課後子ども教室推進事業運営委員会 (出席者: 9人)	初倉公民館
		大津高齢者学級定例会・閉級式 (参加者: 44人)	大津農村環境改善 センター
3月17日	水	金谷公民館 市民学級閉級式 「軽スポーツ: ペタボード」 (参加者: 28人)	金谷公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月18日	木	六合公民館 市民学級閉級式 (参加者:44人)	六合公民館
3月19日	金	初倉公民館 短期講座「健康クッキング」 (受講者:12人)	初倉公民館
3月24日	水	川根地区センター 市民学級閉級式 「料理講座」 (参加者:9人)	川根文化センター

予 定 (3月25日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月7日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (受講予定: 20組40人)	保健福祉センター
4月12日	月	家庭教育推進グループ定例会 (出席予定: 18人)	プラザおおるり
4月14日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (受講予定: 20組 40人)	保健福祉センター
4月15日	木	青少年育成支援センター学区会 (川根中学校区 参加予定: 20人)	川根地区センター
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定: 20組40人)	第一中学校
4月16日	金	青少年育成支援センター学区会 (金谷中学校区、参加予定: 35人)	金谷公民館
		六合公民館 高齢者学級開級式 (参加予定: 100人)	六合公民館
		第1回家庭教育学級担当者合同会議 (出席予定: 65人)	プラザおおるり
4月19日	月	第1回困難を有する子ども・若者に係る 実務者会議 (出席予定: 13人)	市役所会議棟
4月20日	火	青少年育成支援センター学区会 (初倉中学校区 参加予定: 30人)	初倉公民館
		大津高齢者学級開級式・定例会 (参加予定: 45人)	大津農村環境改善センター
4月21日	水	金谷公民館 高齢者学級開級式 (参加予定: 30人)	金谷公民館
		第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (受講予定: 20組 40人)	保健福祉センター
4月22日	木	青少年育成支援センター学区会 (第一中学校区 参加予定: 30人)	第一中学校
		金谷公民館 市民学級開級式 (参加予定: 30人)	金谷公民館

事務事業の概要

博物館課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月6日～ 3月28日	土 日	企画展 「歴史イラストレーター永井秀樹～戦国武 将と剣豪を描く」	博物館本館
2月13日～ 3月21日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 民家」、分館コレクション 一挙公開 4th	博物館分館
2月28日	日	おもちゃ病院しまだ (参加者：19組)	博物館本館
3月6日	土	学芸員によるギャラリートーク 「静と動 永井秀樹の筆致」 (参加者：20人)	博物館本館
3月7日	日	しまはくワークショップ 「ちょっと昔のおもしろ体験」 (参加者：21人)	博物館分館
3月14日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：29人)	博物館本館
		ギャラリートーク 「海野光弘と旅の思い出」 講師：前田光一氏（版画家） (参加者：12人)	博物館本館
3月20日	土	学芸員によるギャラリートーク 「静と動 永井秀樹の筆致」 (参加者：12人)	博物館本館
3月20日～ 3月28日	土 日	市指定文化財「カタクリ園」開園	牧之原公園
3月21日	日	博物館講座 「峠越え～小夜の中山峠・薩埵峠・宇津谷 峠～」 (参加者：5人)	博物館本館
3月23日	火	博物館協議会 (参加者：7人)	博物館本館

予 定 (3月25日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月6日～ 3月28日	土 日	企画展 「歴史イラストレーター永井秀樹～戦国武 将と剣豪を描く」	博物館本館
3月20日～ 3月28日	土 日	市指定文化財「カタクリ園」開園	牧之原公園
4月3日～ 6月13日	土 日	收藏品展 「海野光弘 古街道をゆくっ！」	博物館分館
4月4日	日	しまはくワークショップ 「ちょっと昔のおもしろ体験」 (参加予定：10人)	博物館分館
4月10日～ 7月4日	土 日	収蔵・企画展 「カワゴシ だもんで ～愛と絆の川場ス トーリー」	博物館本館
4月11日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加予定：30人)	博物館本館
4月17日	土	收藏品展 ギャラリートーク ～制作裏話Vol. 1～ (参加予定：10人)	博物館分館
4月18日	日	博物館講座 「引っかいて描く線！銅版画にトライ」 (参加予定：15人)	博物館本館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加者：29人)	市役所会議棟
3月2日	火	みんなで歩こうトランポウウォーク実行委員会 (参加者：10人)	市役所会議棟
3月3日	水	金谷地区体育施設集中受付（5月分）	金谷体育センター
3月4日	木	子育て支援センター連携スポーツ教室 (参加者：44人)	金谷体育センター
3月11日	木	令和2年度 第1回 スポーツ振興協議会 (参加者：12人)	プラザおおるり
3月17日	水	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 ニュースポーツ専門部会 (参加者：9人)	焼津市
3月19日	金	夜間照明施設受付（4月分）	市役所会議棟 金谷体育センター
3月24日	水	令和2年度 島田市スポーツ賞表彰式 (参加者：96人)	プラザおおるり
		スポーツ推進委員定例会 (参加者：25人)	プラザおおるり

予定（3月25日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月25日	木	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 理事会 (参加予定：9人)	焼津市
4月1日	木	夜間照明施設受付（5月分）	市役所会議棟 金谷体育センター
4月7日	水	金谷地区体育施設集中受付（6月分）	金谷体育センター
4月13日	火	スポーツ推進委員辞令交付式及び定例会 (参加予定：28人)	プラザおおるり
4月14日	水	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第1回 理事会 (参加予定：18人)	焼津市
4月16日	金	スポーツ推進委員 新人研修会 (参加予定：20人)	プラザおおるり
4月21日	金	スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：28人)	ローズアリーナ

事務事業の概要

図書館課

実施（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月19日～ 3月7日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月28日～ 2月28日	木 日	展示コーナー設置「科学道100冊 2020」	島田図書館
1月29日～ 3月28日	金 日	博物館企画展「歴史イラストレーター永井秀樹」コラボ展示（永井秀樹氏の装画・挿絵本の展示）	島田図書館
2月2日～ 2月28日	火 日	特集コーナー設置 一般：「星・月」 児童：「寒さに負けるな！」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「バレンタイン」 児童：「バレンタイン・おやつ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「和の布で楽しもう」 児童：「おいしいおやつはいかが？」	川根図書館
2月18日～ 3月9日	木 火	展示コーナー（個人グループ） 木版画二人展	金谷図書館
3月2日	火	ブックスタート (参加者：24人)	保健福祉センター
3月2日～ 3月31日	火 水	特集コーナー設置 一般：「東日本大震災から10年」 児童：「春のおとずれ（友だち・花見・遠足・一年生）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「日本のあそび」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「野菜づくり」 児童：「わくわくの春（ひなまつり・成長・おでかけ）」	川根図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月5日～ 3月28日	金 日	無人駅の芸術祭コラボ展示（アートに関する本の展示）	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
3月6日	土	本・雑誌の無料配布	プラザおおるり
3月9日	火	ブックスタート (参加者：25人)	保健福祉センター
3月11日～ 3月31日	木 水	展示コーナー（個人グループ） 仲良しグループの作品展	金谷図書館
3月16日	火	第4回島田市立図書館協議会 (参加者：10人)	市役所会議棟

予 定（3月25日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月29日～ 3月28日	金 日	博物館企画展「歴史イラストレーター永井秀樹」コラボ展示（永井秀樹氏の装画・挿絵本の展示）	島田図書館
3月2日～ 3月31日	火 日	特集コーナー設置 一般：「東日本大震災から10年」 児童：「おなかがすいた（食べ物・スイーツ・料理人）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「日本のあそび」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「野菜づくり」 児童：「わくわくの春（ひなまつり・成長・おでかけ）」	川根図書館
3月5日～ 3月28日	金 日	無人駅の芸術祭コラボ展示（アートに関する本の展示）	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
4月1日～ 4月30日	木 金	特集コーナー設置 一般：「新社会人のあなたへ」 児童：「春のおとずれ（友だち・花見・遠足・新一年生）」	島田図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
4月1日～ 4月30日	木 金	特集コーナー設置 一般：「新生活応援」 児童：「お目目ぱっちり！目がさめる本」 「植物・お花の本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「お弁当」 児童：「はるがいっぱい！（花・ともだち ・学校）」	川根図書館
4月2日～ 4月20日	金 火	展示コーナー 花文字展（個人グループ）	金谷図書館
4月6日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月13日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月16日	金	高齢者おはなし会	ふれあい健康プラ ザ
4月19日	月	おはなしギフト（大柳きしゃぽっぽ）：	大柳公民館
4月21日	水	おはなし宅配便 (参加予定：60人)	五和保育園
4月22日～ 5月11日	木 火	展示コーナー 金谷宿大学おりがみ作品展	金谷図書館
4月23日	金	おはなしギフト（子育てふうせん）	ゆたか保育園
4月23日～ 5月12日	金 水	こどもの読書週間 標語「いっしょによもう、いっぱいよもう」 特集展示「本、ホン、ほん！」 「ハイキングに行こう！アウトド アの本」 「もっと知りたい世界のこと『世 界とであう本』」	島田図書館 金谷図書館 川根図書館

島田市教育委員会定例会議案



議案第8号

令和3年度島田市教育の施策の大要について

令和3年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第9号

島田市教育委員会が規則で定める様式の特例を定める規則の制定について
島田市教育委員会が規則で定める様式の特例を定める規則をここに制定する。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

島田市教育委員会が規則で定める様式の特例を定める規則
島田市教育委員会が規則で定める様式の特例については、島田市規則で定める様式
の特例を定める規則（令和3年島田市規則第●号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島田市規則第 号

島田市規則で定める様式の特例を定める規則をここに制定する。

令和3年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市規則で定める様式の特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が規則で定める様式の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印に係る様式の特例)

第2条 市長が規則で定める様式のうち別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第10号

令和3年度島田市学校給食費の額について

令和3年度島田市学校給食費の額を次のとおり定める。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 島田市立小学校の学校給食費
 - (1) 児 童 1食単価274円 (月額4,558円で11か月徴収)
 - (2) 教職員 1食単価274円 (月額4,558円で11か月徴収)

*令和2年度と同額
- 2 島田市立中学校の学校給食費
 - (1) 生 徒 1食単価327円 (月額5,440円で11か月徴収)
 - (2) 教職員 1食単価327円 (月額5,440円で11か月徴収)

*令和2年度と同額
- 3 学校給食センター職員の学校給食費
1食単価274円 (月額4,558円で11か月徴収)

*令和2年度と同額

島田市社会教育委員の委嘱について

島田市社会教育委員の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第150号）第2条第2項の規定により、島田市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 令和3年5月1日
- 2 任 期 令和3年5月1日から令和5年4月30日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	にしだ まさとし 西田 正鋭	藤枝市	社会教育の関係者 (公民館長、県社会教育委員)
再	たしる すすひろ 田代 保廣	島田市阪本	学識経験者(民生委員・児童委員、 総務省行政相談委員) 4期目
再	おおいし えみ 大石 絵美	島田市旗指	市民(公募による) 4期目
再	あおやま あさみ 青山 朝美	島田市阪本	市民(公募による) 3期目
再	やぎ ひろ博 八木 博	島田市横井三丁目	学識経験者 (国立大学名誉教授等) 2期目
再	くまがい のりお 熊谷 紀男	島田市宝来町	学識経験者 (元私立大学教育学部教授) 2期目
再	すずき みか 鈴木 美香	島田市横岡	家庭教育の向上に資する活動を行う 者(ペアレントサポーター等) 2期目
再	なかむら よしなり 中村 吉哉	島田市川根町家山	学校教育の関係者 (川根中PTA役員) 2期目
再	まつもと たかひと 松本 敬人	島田市旗指	学校教育の関係者 (元公立中学校教頭) 2期目
再	はぎわら としえ 萩原 淑恵	島田市旗指	学校教育の関係者(元公立中学校校 長、はつくら寺子屋講師) 2期目

- 4 選任事由 任期満了による。

議案第12号

金谷公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、金谷公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏名	住所	摘要
新	たけうち りいち 竹内 理式	島田市金谷栄町	社会教育の関係者 (金谷宿大学、公民館利用者)
新	くまざわ まさこ 熊澤 正子	島田市金谷本町	社会教育の関係者 (金谷宿大学、公民館利用者)
新	のぶき ちかこ 野崎 千賀子	島田市金谷中町	社会教育の関係者 (金谷宿大学、公民館利用者)
新	あきの みさこ 牧野 美砂子	島田市金谷根岸町 (学校)	学校教育の関係者 (金谷小学校長)
再	きだ てるお 木田 輝男	島田市金谷栄町	地域の代表者 (島田市自治会長連合会金谷地区長) 2期目
再	すずき あきお 鈴木 曠雄	島田市高熊	地域の代表者 (金谷コミュニティ委員会副会長) 2期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	つかもと まもる 塚本 守	島田市船木	地域の代表者 (初倉地区自治会長・町内会長会)
新	未定	島田市	社会教育の関係者 (初倉あゆみ学級長)
再	はぎわら かずひろ 萩原 一広	島田市阪本（学校）	学校教育の関係者 (初倉小学校校長) 2期目
再	くればやし みつぐ 紅林 貢	島田市湯日	地域の代表者 (初倉コミュニティ委員会会長) 2期目
再	おおつか みつこ 大塚 光子	島田市阪本	家庭教育の関係者 (初倉地区民生児童委員、主任児童委員) 4期目
再	たいこう かつお 太向 勝男	島田市月坂一丁目	社会教育の関係者 (初倉生涯学級生) 2期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

議案第14号

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	こばやし まきのり 小林 正宣	島田市道悦五丁目（学校）	学校教育の関係者 （六合小学校長）
新	おおつか けんじ 大塚 健司	島田市阿知ヶ谷	地域の代表者 （阿知ヶ谷自治会長）
新	さかもと りつこ 坂本 里律子	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者 （公民館活動団体代表者）
新	未定	島田市	社会教育の関係者 （六合公民館市民学級長）
再	かわむら はつお 河村 初男	島田市岸町	地域の代表者 （六合コミュニティ委員会会長） 2期目
再	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者（六合子どもチャレンジクラブ推進委員） 4期目

- 4 選任事由 任期満了に伴い選任

島田市スポーツ推進委員の委嘱について

島田市スポーツ推進委員規則（教育委員会規則第1号）の規定により、島田市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	あきひな のぶこ 朝比奈 伸子	島田市志戸呂	スポーツ経験者 9期目
再	つかもと はるお 塚本 春雄	島田市東町	スポーツ経験者 9期目
再	うすい しげと 白井 重人	島田市川根町笹間下	スポーツ経験者 9期目
再	せりぎわ ゆかか 芹澤 豊	島田市元島田	スポーツ経験者 9期目
再	ますだ よりこ 増田 依子	島田市向島町	スポーツ経験者 9期目
再	きたがわ みさち 北川 美幸	島田市神座	スポーツ経験者 9期目
再	いちがわ しおり 市川 志織	島田市稲荷四丁目	スポーツ経験者 9期目
再	おおはし としはる 大橋 俊晴	島田市伊久美	スポーツ経験者 9期目
再	すぎはし まゆみ 杉橋 真弓	島田市竹下	スポーツ経験者 9期目
再	いわもと けんいち 岩本 謙一	島田市東町	スポーツ経験者 8期目
再	おおしま ゆきこ 大嶋 由紀子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 8期目

	氏名	住所	摘要
再	ひの 飛野 かつこ 淳子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 7期目
再	やぎ 八木 ひでお 英夫	島田市船木	スポーツ経験者 6期目
再	やぎ 八木 みわこ 美和子	島田市東町	スポーツ経験者 6期目
再	たけうち 竹内 こういち 康一	菊川市柳3丁目	スポーツ経験者 6期目
再	おおにし 大西 かおる	島田市川根町家山	スポーツ経験者 5期目
再	もりぐち 森口 きとみ 里美	島田市相賀	スポーツ経験者 5期目
再	うえの 上野 のぶこ 伸子	島田市河原1丁目	スポーツ経験者 5期目
再	おおた 太田 よしき 佳樹	島田市川根町家山	スポーツ経験者 5期目
再	やました 山下 あきこ 彰子	島田市伊太	スポーツ経験者 4期目
再	おちあい 落合 せつお 節夫	島田市湯日	スポーツ経験者 3期目
再	つちや 土屋 まゆみ	島田市金谷猪土居	スポーツ経験者 3期目
再	みやむら 宮村 やすゆき 泰之	島田市大柳	スポーツ経験者 3期目
再	おおはし 大橋 あやか 亜也佳	島田市川根町家山	スポーツ経験者 2期目
再	おぐら 小倉 よしあき 良昭	島田市ばらの丘二丁目	スポーツ経験者 2期目
再	たてばやし 立林 ともこ 智子	島田市横井二丁目	スポーツ経験者 2期目

4 選任事由 任期満了による。

参考

1. 委員の任期の特例（島田市スポーツ推進委員規則 附則）

4 令和3年4月1日以後に最初にスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱される日から令和4年3月31日までとする。

2. 令和2年3月25日教育委員会定例会で議決された委員

(任期が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの委員)

氏名	住所	摘要
はらき かつじ 原木 克司	島田市川根町抜里	スポーツ経験者 1期目
やすだ たけひさ 安田 武央	島田市宮川町	スポーツ経験者 1期目

議案第16号

島田市川根体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

島田市川根体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市川根体育館条例施行規則の一部を改正する規則

島田市川根体育館条例施行規則（平成28年島田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「様式第2号」の次に「。以下「使用許可書」という。」を加え、同条第2項中「前項の規定により」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2. 使用の許可は、受付の順序による。ただし、公益のため教育委員会が特に必要と認めるときは、受付の順序によらないことができる。

第6条を削る。

第7条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「許可を受けた事項を変更しよう」を「同項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けよう」に、「川根体育館使用許可変更申請書（様式第5号）」を「川根体育館使用許可変更申込書（様式第3号）」に改め、同条第2項中「使用許可変更申請書」を「使用許可変更申込書」に、「（様式第6号）」を「（様式第4号）」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3. 前条第3項、この条第1項本文及び次条の規定は、前項の規定により使用変更許可書の交付を受けた場合について準用する。

第8条の見出し中「使用」を「使用の許可」に改め、同条中「川根体育館を使用しないとき」を「使用の許可の取消しを申し出ようとするとき」に、「川根体育館使用取消申出書（様式第7号）」を「川根体育館使用許可取消申出書（様式第5号）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第8条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。

2. 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用申込書の提出と同時に、川根体育館使用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

3. 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根体育館使用料免除通知書（様式第7号）を交付

する。

第12条を第14条とする。

第11条中「入場するとき」を「その使用する施設に立ち入るとき」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出し中「入場者等」を「入館者等」に改め、同条第1項中「入場する者（以下「入場者」という。）」を「入館する者」に改め、同項第1号中「広告物の掲示」を「貼り紙」に改め、同項第4号中「飲食」の次に「又は火気の使用」を加え、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

第10条第2項中「前項各号に掲げるもの」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同項第2号中「入場者」を「川根体育館に入館する者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の次に次の2条を加える。

(行為の許可)

第10条 条例第10条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、川根体育館内行為許可申請書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、川根体育館内行為許可書（様式第9号）を交付する。

(特別設備の許可)

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けようとする者は、設計書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

川根体育館使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 (法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地)

申込者 氏名 (法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり川根体育館を使用したいので、申し込みます。

使用目的			
使用区分	1 アリーナ	2 卓球室	
	3 ミーティングルーム		
使用日時等	日時	人数	使用区分
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
附帯設備の使用			
入場料の類の有無	有 () ・ 無		
使用責任者	住所 氏名	電話番号	
使用料	円		
備考			

(注)

- 1 使用区分の欄、使用日時等の項目の使用区分の欄及び入場料の類の有無の欄は、該当する項目に○印を付けてください。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

川根体育館使用変更許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会



年 月 日付けで申込みのあった川根体育館の使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

変更の内容	使用目的				
	使用区分	1 アリーナ 3 ミーティングルーム	2 卓球室		
	使用日時等	日時		人数	使用区分
		年・月 日() 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
		年 月 日() 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
		年 月 日() 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
		年 月 日() 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
	附帯設備の使用				
	入場料の類の有無	有 () ・ 無			
使用責任者	住所 氏名	電話番号			
使用料	円				
備考					

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

川根体育館使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

住所 (法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり川根体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用区分	1 アリーナ 2 卓球室		
	3 ミーティングルーム		
使用日時等	日時	人数	使用区分
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3
免除を申請する理由			
免除を申請する額	円		

(注)

- 1 使用申込書と同時に提出してください。
- 2 使用区分の欄及び使用日時等の項目の使用区分の欄は、該当する項目に○印を付けてください。

様式第7号（第8条関係）

川根体育館使用料免除通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長



次のとおり川根体育館の使用料を免除するので、通知します。

使用区分	1 アリーナ		2 卓球室	
	3 ミーティングルーム			
使用日時等	日時		人数	使用区分
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) ・ 2 ・ 3	
免除を申請する理由				
免除する額	円			
備考				

様式第7号の次に次の2様式を加える。

川根体育館内行為許可申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

川根体育館における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けようとする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他（ ）
行為の日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号

(注)

1. 許可を受けようとする行為の欄は、該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
2. 行為の内容の欄は、物品の販売にあつては販売する物品の品目等について、できるだけ詳しく記入してください。
3. 申請者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

川根体育館内行為許可書

第 号
年 月 日

様

島田市教育委員会



年 月 日付けであった川根体育館における行為の申請について、
次のとおり許可します。

許可をする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第1号による川根体育館使用申込書、様式第3号による川根体育館使用料免除申請書及び様式第5号による川根体育館使用許可変更申請書は、それぞれ改正後の様式第1号による川根体育館使用申込書、様式第3号による川根体育館使用許可変更申込書及び様式第6号による川根体育館使用料免除申請書とみなす。

新 条 文

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、川根体育館使用許可書（様式第2号、以下「使用許可書」という。）を交付する。

2. 使用の許可は、受付の順序によらないことができる。

3. 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が川根体育館を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の見学があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第6条 条例第3条第1項後段の規定により同項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、川根体育館使用許可変更申込書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2. 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申込書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の許可をするときは、川根体育館使用変更許可書（様式第4号）を交付する。

3. 前条第3項、この条第1項本文及び次条の規定は、前項の規定により使用変更許可書の交付を受けた場合について準用する。

(使用の許可の取消)

第7条 使用者が使用の許可の取消を申し出ようとするときは、川根体育館使用許可取消申込書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(使用料の免除)

第8条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

旧 条 文

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは、川根体育館使用許可書（様式第2号）を交付する。

2. 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が川根体育館を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の見学があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合は、次のとおりとする。

(2) 前項に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2. 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根体育館使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

3. 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根体育館使用料免除通知書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の変更)

第7条 条例第3条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、川根体育館使用許可変更申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2. 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を許可するときは、川根体育館使用変更許可書（様式第6号）を交付する。

(使用の取消)

第8条 使用者が川根体育館を使用しないときは、川根体育館使用取消申込書（様式第7号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用申込書の提出と同時に、川根体育館使用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根体育館使用料免除通知書（様式第7号）を交付する。

(使用料の還付)

第9条 省略

(行為の許可)

第10条 条例第10条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、川根体育館内行為許可申請書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川根体育館内行為許可書（様式第9号）を交付する。

(特別設備の許可)

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けようとする者は、設計書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第12条 川根体育館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、貼り紙等の行為をしないこと。
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食又は火気の使用をしないこと。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

(8) 省略

2 使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 省略

(2) 川根体育館に入館する者に対する安全確保の措置を講ずること。

(3) 省略

(職員の立入り)

第13条 使用者は、職員が職務のためその使用する施設に立ち入るときは、これを拒

(使用料の還付)

第9条 省略

(入館者等の遵守事項)

第10条 川根体育館に入館する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、広告物の掲示等の行為をしないこと。
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。
- (5) 施設及び敷地内で喫煙及び火気の使用をしないこと。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

2 使用者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 省略

(2) 入館者に対する安全確保の措置を講ずること。

(3) 省略

(職員の立入り)

第11条 使用者は、職員が職務のため入館するとき、これを拒むことができない。

(その他)
第12条 省略

むことができない。
(その他)
第14条 省略

様式第1号 (第4条関係)

川根体育館使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地

申込者 氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館を使用したいので、申し込みます。

使用目的				
使用区分	1	アリーナ	2	卓球室
	3	ミーティングルーム		
使用日時等	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	使用区分	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 1 (後面・A・B)・2・3		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 1 (後面・A・B)・2・3		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 1 (後面・A・B)・2・3		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 1 (後面・A・B)・2・3		
附帯設備の使用	有 () 無			
	住所 氏名 電話番号			
使用料	円			
備考				

(注)

1. 使用区分の欄、使用日時等の項目の使用区分の欄及び入場料の欄の有無の欄は、該当する項目に○印を付けてください。
2. 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第1号 (第4条関係)

川根体育館使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申込者 氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館を使用したいので申し込みます。

使用目的				
使用区分	1	アリーナ (半面・全面)	2	卓球室
	3	ミーティングルーム	4	金施設
使用日時等	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	コート	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 A・B		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 A・B		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 A・B		
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人 A・B		
附帯設備の使用	住所 氏名 電話番号			
	円			
備考				

(注) 使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。

川根体育館使用許可書

第 号
年 月 日

様

島田市教育委員会



次のとおり川根体育館の使用を許可します。

使用目的	1 アリーナ 2 卓球室			
使用区分	3 ミニテイングルーム			
使用日時等	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	使用区分	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) - 2・3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) - 3・2	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) - 2・2	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (全面・A・B) - 2・2	
附帯設備の使用	有 () 無			
使用責任者	住所 氏名 電話番号			
使用料	円			
備考				

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

川根体育館使用許可書

第 号
年 月 日

島田市教育委員会



次のとおり川根体育館の使用を許可します。

使用目的	1 アリーナ (半面・全面) 2 卓球室			
使用区分	3 ミニテイングルーム 4 全施設			
使用日時等	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	コート	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B	
附帯設備の使用				
使用責任者	住所 氏名 電話番号			
使用料	円			
備考				

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第3号 (第6条関係)

川根体育館使用許可変更申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地

申込者 氏名 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日 付けで許可を受けた川根体育館の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

変更の理由				
使用目的	1 アリーナ	2 卓球室		
使用区分	3 ミニテイングルーム			
変更の内容	年月日() 時 分から 時 分まで	入	人数	使用区分
	年月日() 時 分から 時 分まで	入	1 (後面・A・B) ・ 2・3	
	年月日() 時 分から 時 分まで	入	1 (後面・A・B) ・ 2・3	
	年月日() 時 分から 時 分まで	入	1 (後面・A・B) ・ 2・3	
	年月日() 時 分から 時 分まで	入	1 (後面・A・B) ・ 2・3	
附帯設備の有無	有() 無			
使用責任者	住所 氏名 電話番号			
使用料	既納使用料	変更後の使用料	差額	円

(注)

- 1 変更の内容の欄は、変更のある事項に○印を付け、変更後の内容を記入してください。変更のない事項の欄への記入は不要です。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。
- 3 使用料の欄は、記入しないでください。

様式第5号 (第7条関係)

川根体育館使用許可変更申請書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申込者

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日 付けで許可を受けた川根体育館の使用を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申請します。

変更の理由				
区分	変更前	変更後		
使用日時	年 月 日	年 月 日		
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
変更の内容	1 アリーナ (半面・全面)	1 アリーナ (半面・全面)		
	2 卓球室	2 卓球室		
	3 ミニテイングルーム	3 ミニテイングルーム		
	4 全施設	4 全施設		
附帯設備				
使用責任者	住所 氏名 電話番号			
使用料	既納使用料	変更後の使用料	差額	円
	円	円	円	円

(注)

- 1 施設の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 使用料の欄は、記入しないでください。
- 3 使用許可書を添付してください。

様式第4号 (第6条関係)

川根体育館使用変更許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けで申込みのあった川根体育館の使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

使用目的	1 アリーナ		2 卓球室
使用区分	3 ミニテイングルーム		
使用日時等	月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	使用区分
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (後面・A・B)・2・3
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (後面・A・B)・2・3
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (後面・A・B)・2・3
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1 (後面・A・B)・2・3
附帯設備の使用	有 () 無		
使用責任者	住所 氏名		
使用料	円		
備考			

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の手示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返ししません。

様式第6号 (第7条関係)

川根体育館使用変更許可書

様

島田市教育委員会

印

次のとおり川根体育館の使用を許可します。

使用目的	1 アリーナ (後面・全面)		2 卓球室
使用区分	3 ミニテイングルーム		
使用日時等	月 日 () 時 分から 時 分まで	人数	コート
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	A・B
附帯設備の使用	住所 氏名		
使用責任者	電話番号		
使用料	円		
備考			

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など川根体育館の使用についての規定や職員の手示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返ししません。

様式第5号 (第7条関係)

川根体育館使用許可取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

住所
法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申出者 氏名
法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた川根体育館の使用について、許可の
取消しを申し出ます。

取消しを申 し出る理由	
使用区分	1 アリーナ 3 ミニテニスクラーム 2 卓球室
使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用責任者	住所 氏名 電話番号
既納使用料	円

(注)

- 1 既に交付を受けている使用許可書又は使用変更許可書を添付してください。
- 2 申出者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要で

1

様式第7号 (第8条関係)

川根体育館使用取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

団体名

住所
法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

申出者 氏名
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館の使用を取り消したいので、使用許可書を添えて申し出ま
す。

取消しの理由	
使用区分	1 アリーナ (半面・全面) 3 ミニテニスクラーム 2 卓球室 4 金庫設
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用責任者	住所 氏名 電話番号
既納使用料	円

(注)

- 1 使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 2 使用許可書を添付してください。

様式第6号(第8条関係)

川根体育館使用料免除申請書

島田市長

年 月 日

住所 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用区分	1. アリーナ		2. 卓球室		使用区分
	日時	人数	日時	人数	
使用日時等	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	免除を申請する理由
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	△ 1 (全面・A・B)・2・3	

免除を申請する理由

免除を申請する額

(注)

1. 使用申込書と同時に提出してください。
2. 使用区分の欄及び使用日時等の項目の使用区分の欄は、該当する項目に○印を付けてください。

様式第3号(第6条関係)

川根体育館使用料免除申請書

島田市長

年 月 日

団体名

住所 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

申請者

氏名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり川根体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

免除を申請する理由	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人員	△ 人
使用区分	1. アリーナ (半面・全面) 2. 卓球室 3. ミニテニールーム 4. 全施設
免除を申請する額	円

(注) 使用区分の欄は、該当するものを○印で囲んでください。

様式第7号(第8条関係)

川根体育館使用料免除通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長

印

次のとおり川根体育館の使用料を免除するので、通知します。

使用区分	1.アリーナ					2.卓球室				
	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分から
使用日時等										
免除を申請する理由	田									
免除する額	田									
備考										

様式第4号(第6条関係)

川根体育館使用料免除通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長

印

次のとおり川根体育館の使用料を免除するので通知します。

使用日時	年	月	日	時	分から
使用区分	1.アリーナ(半面・全面) 2.卓球室				
免除する額	3.ミーティングルーム 4.全施設				
免除の条件	田				

川根体育館内行為許可申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

川根体育館における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けようとする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号

(注)

- 1 許可を受けようとする行為の欄は、該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
- 2 行為の内容の欄は、物品の販売にあっては販売する物品の品目等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 3 申請者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

川根体育館内行為許可書

第 号
年 月 日

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けであった川根体育館における行為の申請について、
次のとおり許可します。

許可を する 行為	1 物品の販売 2 管附の転賃 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()		
行為の 日時	年 月 日 () 年 月 日 ()	時 分 時 分	分から 分まで
行為の 内容			
使用する 場所			
使用責任者	住所 氏名	電話番号	
備 考			

島田市立図書館協議会委員の委嘱について

島田市立図書館条例（平成17年島田市条例第153号）第7条の規定により、島田市立図書館協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	くまがい しげこ 熊谷 成子	島田市宝来町	学識経験者 (元静岡県点字図書館副館長) 2期目
新	やまぐち すみえ 山口 すみえ	島田市新田町	学識経験者 (元小学校司書教諭)
	未定		学校教育関係者 (市立小中学校校長)
	未定		学校教育関係者 (市立小中学校教諭)
再	やまもと けいこ 山本 敬子	島田市本通六丁目	社会教育関係者 (島田おはなしの会代表) 2期目
再	おおいし えみ 大石 絵美	島田市旗指	社会教育関係者 (社会教育委員) 2期目
再	なかに みほ 中谷 稔	島田市稻荷二丁目	社会教育関係者 (山びこ親子読書会代表) 2期目
再	おおい よしこ 大井 喜子	島田市金谷下十五軒	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (ペアレントサポーター) 2期目
新	おおとも かずひろ 大朋 和裕	島田市本通三丁目	市民(公募)
新	わたなべ ふじお 渡邊 富士雄	島田市志戸呂	市民(公募)

- 4 選任事由 任期満了による。



協 議 事 項



(協議事項)

教育総務課

しまだの教育（リーフレット）について

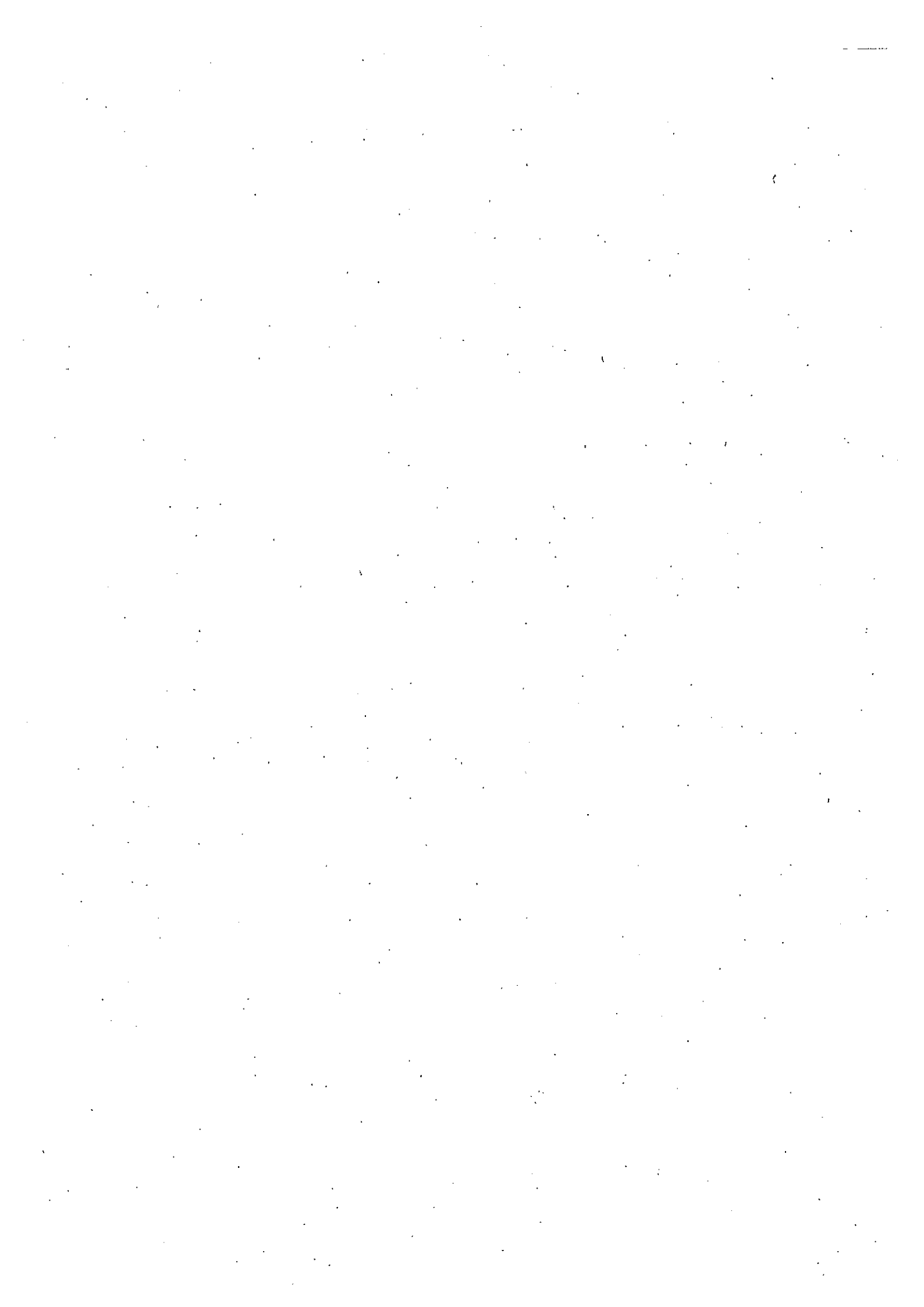
しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。



次回教育委員会定例会における
協議事項の集約



報 告 事 項



令和3年2月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
第一中学校	コートレススティックリ ナー	2台	102,960 円	第一中学校PTA (会長 片川 範之氏)
	デジタルカメ ラ	1台	70,000 円	
計			172,960 円	

(報告事項)

教育総務課

島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例を定める要綱の制定について

島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例を定める要綱を次のように定めたので、報告します。

島田市教育委員会告示第 号

島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例を定める要綱を次のように定める。

令和3年 月 日

島田市教育委員会教育長 濱田 和彦

島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例を定める要綱

島田市教育委員会が要綱で定める様式の特例については、島田市要綱で定める様式の特例を定める要綱（令和3年島田市告示第●号）の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

島田市告示第 号

島田市要綱で定める様式の特例を定める要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市要綱で定める様式の特例を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が要綱で定める様式の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印に係る様式の特例)

第2条 市長が要綱で定める様式のうち別に定めるものについては、当該要綱の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(報告事項)

学校教育課

令和3年2月分の生徒指導について

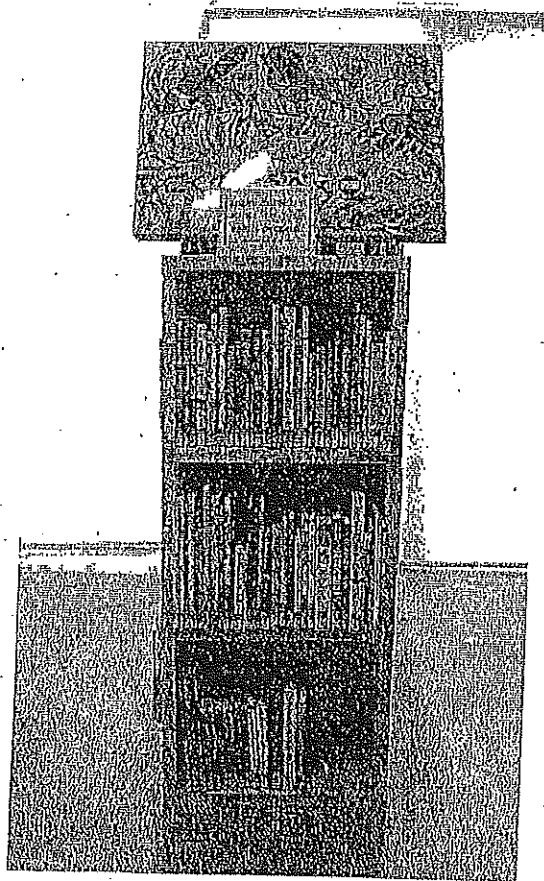
令和3年2月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

令和3年2月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
社会教育課 (初倉西部ふれあいセンター)	児童図書 「あかてぬぐいのおくさんと7にんのなかま」 他78冊	79冊	114,092 円	しろやま読み聞かせクラブ 代表 杉本章子
	大型紙芝居 「たべられたやまんば」 他2組	3冊	29,150 円	
	本棚	1台	20,000 円	
計			163,242 円	



公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について

公民館類似施設の運営委員会委員について、次のとおり決定したので報告します。

【選出区分代表者の変更に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 川根地区センター

	氏 名	住 所	摘 要
新	とりい おさむ 鳥居 修	島田市川根町家山（学校）	学校教育関係者 （川根小学校校長）
新	未定	島田市川根町	家庭教育関係者 （サッカースポーツ少年団 父母の会会員）
再	とざわ まさみ 登澤 正実	島田市川根町家山	学識経験者 （元島田市社会教育委員） 6期目
再	おかの や あきひろ 岡埜谷 明宏	島田市川根町家山	地域の代表者 （川根文化センター館長） 3期目
再	きかもと やよい 坂本 弥生	島田市川根町家山	社会教育関係者 （川根児童館児童厚生員） 3期目
再	こだま きとよ 兒玉 聰子	島田市川根町抜里	家庭教育関係者 （川根小家庭教育学級副学 級長） 2期目

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

【任期満了に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 2 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 大津農村環境改善センター

	氏 名	住 所	摘 要
新	すぎもと しずお 杉本 静雄	島田市野田	地域の代表者（大津自治会長）
新	ながい じゅん 永井 潤	島田市大草	地域の代表者（大津自治会副会長）
新	なかやす ともゆき 仲安 貴元	島田市ばらの丘	学校教育関係者（大津小学校PTA会長）
再	こじま いくの 小島 育乃	島田市落合（学校）	学校教育関係者（大津小学校長） 2期目
再	ほそだ ひでこ 細田 秀子	島田市大草	社会教育関係者（大津高齢者学級副学級長） 2期目
再	しみず そのみ 清水 園美	島田市野田	家庭教育関係者（子育て支援えのころ代表） 2期目

(2) 伊久身農村環境改善センター

	氏 名	住 所	摘 要
新	いしがみ しんや 石神 信也	島田市伊久美	地域の代表者（元団体職員）
新	おおはし としはる 大橋 俊晴	島田市伊久美	地域の代表者（元コミュニティ委員会広報委員長）
新	ふくろい ともこ 袋井 智子	島田市伊久美	家庭教育関係者（家庭教育講座学級生）
再	いしがみ しげる 石神 茂	島田市伊久美	地域の代表者（長島町内会長） 2期目
再	とだ としき 戸田 年生	島田市身成	地域の代表者（鍋島町内会長） 2期目
再	ほりざき ゆきお 堀崎 幸男	島田市身成	地域の代表者・学識経験者（元コミュニティ委員会会長） 2期目

(3) 北部ふれあいセンター

	氏名	住所	摘要
新	やまだ きよし 山田 清	島田市相賀	地域の代表者(相賀町内会協議委員)
新	にしきおり まりこ 錦織 真理子	島田市相賀	地域の代表者(相賀コミュニティ副会長)
新	にゅうや ふじこ 入屋 富士子	島田市伊太	地域の代表者(伊太区自治会)
新	わだ やすし 和田 安史	島田市伊太(学校)	学校教育関係者(伊太小学校長)
再	なかざわ ゆうぞう 中澤 雄藏	島田市神座	地域の代表者(神座・鵜網自治会長) 4期目
再	きたがわ みさち 北川 美幸	島田市神座	社会教育関係者(社会教育講座講師) 3期目

(4) 初倉西部ふれあいセンター

	氏名	住所	摘要
新	しんば しゅんさく 榛葉 俊作	島田市湯日	社会教育関係者(白寿会会長)
新	とみなが みねこ 富永 みね子	島田市湯日	社会教育関係者(社会教育講座講師)
新	かとう ちえこ 加藤 千恵子	島田市牧之原	地域の代表者(しろやまサロンスタッフ)
新	しんば よしえ 榛葉 良江	島田市湯日	学校教育関係者(湯日子ども達を見守る会支援員)
再	かたやま まさき 片山 正樹	島田市湯日	地域の代表者(湯日自治会長) 2期目
再	とみなが ふみお 富永 文夫	島田市湯日	地域の代表者(湯日の子ども達を見守る会代表) 5期目

4 選任事由 任期満了に伴う選任